

8-2-8 コンプライアンス委員会

1. 位置づけ

本委員会は、常設委員会である「独禁法に関する委員会」の実務を担当するとともに、総務部会に属する委員会として「独占禁止法をはじめとしたコンプライアンスの遵守に関すること」を活動目的とし、「建設コンサルタントにおける独占禁止法等遵守のための行動計画」（以下「行動計画」とする）を推進している。

2. 活動内容

支部委員を含む委員会構成とし、各支部における活動を推進する他、在京の委員から構成される幹事会を設置し、幹事会メンバーで構成されるタスクフォースが活動を分担している。

平成 29 年度の主な活動内容は以下のとおりであり、成果は適宜協会ホームページ上で情報発信している。

(1) 「行動計画」の推進および会員企業の指導

- ・公正取引協会から外部講師を招き、独占禁止法等に関する講習会を開催した。（平成 29 年 5 月）
- ・各支部において、それぞれ他団体との共催で独占禁止法に係わる講習会を開催した。
- ・「行動計画」に基づく各支部および会員企業の平成 29 年度「行動計画」実施状況を調査し、取りまとめた。（平成 29 年 11 月）
- ・会員企業に対する指導の一環として、支部講習会へ講師派遣を行った。（平成 29 年 12 月近畿支部）

(2) 独禁法遵守マニュアルの改訂/独禁法改正の動向調査

独占禁止法の動向を継続的に調査し、平成 27 年 4 月から改訂された独占禁止法に対応すべく平成 28 年 3 月に改訂した「独禁法遵守マニュアル」を受け、「独占禁止法コンプライアンス・プログラム事例集」の改訂検討を開始した。

(3) 公正取引委員会および検察の動向/発注者の制裁措置動向調査

公正取引委員会と検察の独占禁止法運用の動向を把握するとともに、発注機関の独占禁止法違反に対する制裁措置の動向を 4 月と 10 月の 2 回にわたって調査し、協会ホームページ上に公開した。

3. 主な活動の記録

(1) 委員会の開催

委員会を 2 回開催した。

(2) 幹事会の開催

幹事会を 3 回開催した。

(3) TF の開催

3 つの TF（独禁法遵守 TF、制裁措置 TF、行動計画推進 TF）が会合を適宜開催し、行動計画の推進に関わる作業を分担して実行した。

4. 次年度の活動

当初の設立目的でもある常設委員会「独禁法に関する委員会」の実働部隊としての役割を継承しつつ、総務部会内の職業倫理啓発委員会と協働してコンプライアンス全般について活動を行うとともに、「行動計画」の推進に向けて以下の活動を継続する。

- ・「行動計画」の推進および会員企業の指導
- ・独禁法遵守マニュアルの改訂/独禁法改正の動向調査
- ・公正取引委員会および検察の動向/発注者の制裁措置動向調査

（コンプライアンス委員会委員長 山田 耕治）